

附 則（平成14年3月25日北企第419号、企第510号、経企第797号、企第27号、企第508号、西企第432号、中企第380号、四企第272号及び企第551号）
この約款は、平成14年4月1日から実施します。

附 則（平成14年6月4日北企第34号、企第26号、経企第50号、企第32号、企第38号、西企第32号、中企第23号、四企第31号及び企第320号）
この改正規定は、平成14年6月11日から実施します。

附 則（平成14年8月8日北企第92号、企第80号、経企第131号、企第93号、企第126号、西企第89号、中企第81号、四企第100号及び企第373号）
この改正規定は、平成14年8月15日から実施します。

附 則（平成14年10月25日北企第126号、企第107号、経企第199号、企第125号、企第170号、西企第118号、中企第108号、四企第139号及び企第393号）
この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

附 則（平成14年11月21日北企第138号、企第124号、経企第245号、企第138号、企第192号、西企第135号、中企第125号、四企第166号及び企第426号）
この改正規定は、平成14年11月29日から実施します。

附 則（平成15年2月13日北企第169号、企第153号、経企第308号、企第176号、企第244号、西企第167号、中企第151号、四企第217号及び企第465号）
この改正規定は、平成15年2月20日から実施します。

附 則（平成15年3月20日北企第187号、企第171号、経企第355号、企第204号、企第275号、西企第186号、中企第168号、四企第263号及び企第488号）
この改正規定は、平成15年3月27日から実施します。

附 則（平成15年4月25日北企第23号、企第107号、経企第112号、企第74号、企第52号、西企第70号、中企第1074号、四企第77号及び企第70号）
この改正規定は、平成15年5月2日から実施します。

附 則（平成15年5月16日北企第54-1号、企第122号、経企第204号、企第87号、企第108号、西企第93号、中企第1091号、四企第97号及び企第83号）
この改正規定は、平成15年5月23日から実施します。

附 則（平成15年6月6日北企第90-12号、企第176号、経企第288号、企第103号、企第139号、西企第111号、中企第1113号、四企第116号及び企第99号）
この改正規定は、平成15年6月13日から実施します。

附 則（平成15年7月31日北企第149号、企第302号、経企第578号、企第187号、企第229号、西企第195号、中企第1178号、四企第199号及び企第172号）
この改正規定は、平成15年8月7日から実施します。

附 則（平成15年8月21日北企第178-8号、企第357号、経企第700号、企第222号、企第283号、西企第217号、中企第1208号、四企第238号及び企第201号）
この改正規定は、平成15年8月28日から実施します。

附 則（平成15年9月5日北企第182-6号、企第376号、経企第802号、企第228号、企第307号、西企第229号、中企第1216号、四企第244号及び企第211号）

この改正規定は、平成15年9月12日から実施します。

附 則（平成15年9月26日北企第206-12号、企第425号、経企第963号、企第247号、企第353号、西企第248号、中企第1237号、四企第266号及び企第219号）

この改正規定は、平成15年10月3日から実施します。

附 則（平成15年10月17日北企第216号、企第448号、経企第1042号、企第260号、企第378号、西企第261号、中企第1238号、四企第280号及び企第231号）

この改正規定は、平成15年10月24日から実施します。

附 則（平成15年10月31日北企第232-7号、企第487号、経企第1136号、企第294号、企第405号、西企第290号、中企第1269号、四企第306号及び企第255号）

この改正規定は、平成15年11月7日から実施します。

附 則（平成16年2月6日北企第323号、企第701号、経企第1613号、企第434号、企第575号、西企第428号、中企第1393号、四企第437号及び企第375号）

この改正規定は、平成16年2月13日から実施します。

附 則（平成16年2月13日北企第332号、企第717号、経企第1645号、企第439号、企第584号、西企第433号、中企第1396号、四企第442号及び企第377号）

この改正規定は、平成16年2月20日から実施します。

附 則（平成16年3月16日北企第360号、企第827号、経企第1829号、企第528号、企第648号、西企第512号、中企第1476号、四企第520号及び企第451号）

この改正規定は、平成16年3月23日から実施します。

附 則（平成16年3月25日北企第365号、企第831号、経企第1910号、企第531号、企第668号、西企第517号、中企第1481号、四企第525号及び企第455号）

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則（平成16年4月21日北企第11号、企第19号、経企第90号、企第15号、企第25号、西企第10号、中企第1005号、四企第2号及び企第4号）

この改正規定は、平成16年4月28日から実施します。

附 則（平成16年5月25日北企第64号、企第131号、経企第242号、企第77号、企第108号、西企第98号、中企第1083号、四企第99号及び企第75号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

（標準的接続期間に関する経過措置）

2 当社は、この改正規定実施の日から平成17年3月31日までの間、第29条（標準的接続期間）第1項第4号の規定中「8月」とあるのを「2月又は8月」と読み替えるものとします。

附 則（平成16年6月21日北企第115-6号、企第196号、経企第392号、企第118-1号、企第168号、西企第116号、中企第1108号、四企第139号及び企第90号）

この改正規定は、平成16年6月28日から実施します。

附 則（平成16年10月21日北企第244-5号、企第398号、経企第1004号、企第215-6号、企第369号、西企第230号、中企第1195号、四企第241号及び企第204号）

この改正規定は、平成16年10月28日から実施します。

附 則（平成16年11月24日北企第279号、企第469号、経企第1216号、企第238号、企第412号、西企第276号、中企第1134号、四企第297号及び企第213号）

この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

附 則（平成16年12月27日北企第318号、企第527号、経企第1347号、企第277-1号、企第467号、西企第320号、中企第1276号、四企第332号及び企第242号）

この改正規定は、平成17年1月4日から実施します。

附 則（平成17年1月25日北企第348号、企第564号、経企第1482号、企第311-1号、企第504号、西企第331号、中企第1283号、四企第354号及び企第260号）

この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

附 則（平成17年3月8日北企第409号、企第658号、経企第1727号、企第382号、企第614号、西企第392号、中企第1326号、四企第411号及び企第303号）

この改正規定は、平成17年3月15日から実施します。

附 則（平成17年3月25日北企第427号、企第679号、経企第1847号、企第396号、企第678号、西企第397号、中企第1329号、四企第420号及び企第308号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年6月1日北企第63-2号、企第66号、経企第227号、企第73-1号、企第109号、西企第45号、中企第1028号、四企第39号及び企第31号）

この改正規定は、平成17年6月8日から実施します。

附 則（平成17年7月12日北企第124号、企第123号、経企第456号、企第120号、企第210号、西企第89号、中企第133号、四企第55号及び企第60号）

この改正規定は、平成17年7月19日から実施します。

附 則（平成17年11月22日北企第217-2号、企第247号、経企第937号、企第233号、企第467-1号、西企第195号、中企第1122号、四企第124号及び企第132号）

この改正規定は、平成17年11月29日から実施します。

附 則（平成17年12月20日北企第251号、企第299号、経企第1032号、企第268号、企第540号、西企第243号、中企第285号、四企第157号及び企第165号）

この改正規定は、平成17年12月27日から実施します。

附 則（平成18年1月24日北企第280-4号、企第334号、経企第1143号、企第307-1号、企第597-1号、西企第266号、中企第1172号、四企第172号及び企第180号）

この改正規定は、平成18年1月31日から実施します。

附 則（平成18年3月9日北企第321号、企第387号、経企第1290号、企第361号、企第710号、西企第300号、中企第353号、四企第194号及び企第204号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年3月16日から実施します。
（特定端末系事業者接続用伝送装置等利用機能の網改造料の適用時期）
- 2 当社は、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第3欄に係る網改造料については、平成17年4月1日に遡及して、その料金額を適用します。

附 則（平成18年4月25日北企第29-3号、企第28号、経企第83号、企第29号、企第53号、西企第40号、中企第1015号、四企第19号及び企第18号）

この改正規定は、平成18年5月2日から実施します。

附 則（平成18年7月19日北企第130号、企第141号、経企第434号、企第120号、企第245-1号、西企第196号、中企第1048号、四企第60号及び企第143号）

この改正規定は、平成18年7月26日から実施します。

附 則（平成18年9月15日北企第176号、企第192号、経企第674号、企第172号、企第352号、西企第256号、中企第1087号、四企第103号及び企第210号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年9月22日から実施します。
（相互接続協定に係る経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、携帯自動車電話会社内接続機能、携帯自動車電話会社外接続機能、FOMA（通話モード）会社内接続機能、FOMA（通話モード）会社外接続機能、FOMA（64kb/sデジタル通信モード）会社内接続機能又はFOMA（64kb/sデジタル通信モード）会社外接続機能の名称を引用して締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、携帯自動車電話会社内接続機能及び携帯自動車電話会社外接続機能をmova接続機能、FOMA（通話モード）会社内接続機能及びFOMA（通話モード）会社外接続機能をFOMA（通話モード）接続機能、FOMA（64kb/sデジタル通信モード）会社内接続機能及びFOMA（64kb/sデジタル通信モード）会社外接続機能をFOMA（64kb/sデジタル通信モード）接続機能と読み替えるものとします。
（接続により提供する機能に関する特例措置）
- 3 当社は、別表1（接続により提供する機能）の1-1（基本接続機能）の表中に規定するMNP転送機能及びMNPリダイレクション機能については、平成18年10月24日から提供します。

附 則（平成18年12月8日北企第268-8号、企第317号、経企第996号、企第250号、企第539号、西企第356号、中企第1170号、四企第171号及び企第368号）

この改正規定は、平成18年12月15日から実施します。

附 則（平成19年3月8日北企第382号、企第402号、経企第1341号、企第316号、企第737号、西企第474号、中企第1233号、四企第247号及び企第465号）
この改正規定は、平成19年3月15日から実施します。

附 則（平成19年9月21日北企第197号、企第198号、経企第609号、企第141号、企第337号、西企第267号、中企第1101号、四企第106号及び企第241号）
この改正規定は、平成19年9月28日から実施します。

附 則（平成19年12月7日北企第270号、企第279号、経企第868号、企第213号、企第483号、西企第364号、中企第1138号、四企第152号及び企第328号）
この改正規定は、平成19年12月14日から実施します。

附 則（平成20年3月3日北企第361号、企第349号、経企第1109号、企第280号、企第694号、西企第485号、中企第400号、四企第201号及び企第433号）
この改正規定は、平成20年3月10日から実施します。

附 則（平成20年5月26日北企第68号、企第63号、経企第210号、企第53号、企第119号、西企第84号、中企第1028号、四企第27号及び企第84号）
この改正規定は、平成20年6月2日から実施します。

附 則（平成20年6月24日経企第321号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。
（接続約款の消滅）
- 2 この改定規定実施に伴い、この改定規定前の株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下、総称して「地域ドコモ」といいます。）の接続約款は消滅します。
（この改定規定実施前に行った手続き等の効力等）
- 3 この改定規定実施前に地域ドコモの接続約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するほか、この改定規定中にこれに相当する規定があるときは、この改定規定に基づいて行ったものとみなします。
（料金等の適用に関する経過措置）
- 4 この改定規定実施の際現に、当社との間で締結している協定及びそれに付随する契約（当社が地域ドコモから契約上の地位を承継したものを含みます。以下、「既存協定等」といいます。）に基づいて支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、この改定規定実施後においてもその支払いを要します。
- 5 平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間における地域ドコモとの接続により提供する機能に係る網使用料等の遡及適用については既存協定等に基づき、当社が実施するものとします。

附 則（平成20年7月28日経企第525号）
この改正規定は、平成20年8月4日から実施します。

附 則（平成20年 8 月25日経企第626号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年 9 月 1 日から実施します。
（MVNO課金情報提供機能の提供に係る経過措置）
- 2 この改正規定にかかわらず、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）の表中第11欄に規定する網使用料については、当社の準備が整うまでの間は、第53条の 2（定額制の網使用料の支払義務）及び第59条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）に規定する利用した暦日数に応じた日割を行わないものとします。

附 則（平成20年10月 7 日経企第784号）
この改正規定は、平成20年10月14日から実施します。

附 則（平成21年 3 月 2 日経企第1317号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年 3 月 9 日から実施します。
（相互接続協定に係る経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、m o v a 接続機能、F O M A（通話モード）接続機能又は F O M A（64kb/sデジタル通信モード）接続機能の名称を用いて締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、m o v a 接続機能及び F O M A（通話モード）接続機能を併せて通話モード接続機能と、F O M A（64kb/sデジタル通信モード）接続機能を64kb/sデジタル通信モード接続機能とそれぞれ読み替えるものとします。
（F O M A 直収パケット接続装置機能に関する経過措置）
- 3 削除
（i モード移動無線装置パケット接続装置機能に関する経過措置）
- 4 削除

附 則（平成21年 3 月 6 日経企第1343号）
この改正規定は、平成21年 3 月13日から実施します。

附 則（平成21年 6 月24日経企第274号）
この改正規定は、平成21年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成21年 8 月31日経企第568号）
この改正規定は、平成21年 9 月 7 日から実施します。

附 則（平成21年10月23日経企第726号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年11月 1 日から実施します。
（改正規定の遡及適用に係る特例措置）
- 2 第27条（当社が行う接続用設備等の更改）に係る改正規定は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年財務省令第32号）の適用事業年度開始日（平成20年 4 月 1 日）に遡及して、適用します。
（MVNO課金情報提供機能の提供に係る経過措置）
- 3 附則（平成20年 8 月25日経企第626号）第 2 項の規定中「当社の準備が整うまでの間」を「平成21年10月31日までの間」とします。

附 則（平成22年 2月25日経企第1226号）
この改正規定は、平成22年 3月 4日から実施します。

附 則（平成22年 3月24日経企第1354号）
この改正規定は、平成22年 3月31日から実施します。

附 則（平成22年 6月24日経企第359号）
この改正規定は、平成22年 7月 1日から実施します。

附 則（平成22年12月17日経企第1051号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年12月24日から実施します。
（相互接続協定に係る経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、MVNO回線管理機能、MVNO課金情報提供機能又はGTP接続利用機能の名称を用いて締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、MVNO回線管理機能をFOMA特定接続契約者回線管理機能と、MVNO課金情報提供機能をFOMA特定接続契約者回線課金情報提供機能と、GTP接続利用機能をFOMAGTP接続利用機能とそれぞれ読み替えるものとします。
（FOMA直収パケット接続装置機能に係る経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に提供されている若しくは改正前の規定により提供されていた、又はこの改正規定実施前に第14条（接続申込み）の規定による接続申込みがあったFOMA直収パケット接続装置機能については下表の規定が適用されるとともに、その取扱い及び接続により提供する機能は、なお従前のとおりとします。

区 分		備 考	
FOMA直収パケット接続装置機能	当該機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線とその協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行うために必要な100Mb/sの符合伝送が可能な接続装置を利用する機能	FOMA直収パケット接続機能（GTP接続する場合）を利用するためのもの	FOMAGTP接続利用機能と組み合わせて適用されます。
		FOMA直収パケット接続機能（GTP接続以外の接続による場合）を利用するためのもの	

附 則（平成23年 1月24日経企第1140号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成23年 2月 1日から実施します。
（FOMA特定接続契約者回線登録手数料及びXi特定接続契約者回線登録手数料の適用に係る経過措置）
- 2 この改正規定にかかわらず、料金表第2表（工事費及び手数料）第2（手数料）2（手数料の額）2-1（手数料）の表中第6欄（FOMA特定接続契約者回線登録手数料）及び第7欄（Xi特定接続契約者回線登録手数料）に規定する手数料に

については、平成23年3月31日までの間なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第1317号(平成21年3月2日)の附則を次のように改めます。

(1) 第3項を次のように改めます。

削除

(2) 削除

附 則(平成23年6月24日経企第356号)

(実施時期)

1 この附則は、平成23年7月1日から実施します。

(事務取扱所の営業日に関する変更措置)

2 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間における、事務取扱所の営業日は水曜日、木曜日、金曜日、土曜日及び日曜日とします(平成23年7月20日、平成23年9月7日及び平成23年9月23日を除きます。)

附 則(平成23年7月6日経企第431号)

この改正規定は、平成23年7月13日から実施します。

附 則(平成23年8月18日経企第599号)

この改正規定は、平成23年8月25日から実施します。

附 則(平成23年11月17日経企第915号)

この改正規定は、平成23年11月24日から実施します。

附 則(平成24年1月25日経企第1212号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

(その他)

2 経企第1317号(平成21年3月2日)の附則を次のように改めます。

(1) 第4項を次のように改めます。

削除

附 則(平成24年3月23日経企第1508号)

この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

附 則(平成24年4月6日経企第33号)

この改正規定は、平成24年4月13日から実施します。